

議案第 37 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同項第 1 号中「37,520 円」を「39,146 円」に改め、同項第 2 号中「47,275 円」を「49,323 円」に改め、同項第 3 号中「56,280 円」を「58,718 円」に改め、同項第 4 号中「67,536 円」を「70,462 円」に改め、同項第 5 号中「75,040 円」を「78,291 円」に改め、同項第 6 号中「86,296 円」を「90,035 円」に改め、同項第 7 号中「93,800 円」を「97,864 円」に改め、同号ア中「190 万円」を「200 万円」に改め、同項第 8 号中「112,560 円」を「117,437 円」に改め、同号ア中「290 万円」を「300 万円」に改め、同項第 9 号中「127,568 円」を「133,095 円」に改め、同項第 10 号中「138,824 円」を「144,838 円」に改め、同項第 11 号中「150,080 円」を「156,582 円」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度」を「平成 30 年度」に、「33,768 円」を「35,231 円」に改める。

第 19 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊賀市介護保険条例第 4 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。